

令和6年第2回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年2月27日(火) 午前8時55分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外薊	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (2番 蓑手 幹夫 委員 ・ 3番 樋ノ口 正信 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法(10件)について
日程第2 議案第7号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について
日程第3 議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(6件)について
日程第4 議案第9号	非農地証明願(5件)について
日程第5 議案第10号	農用地利用集積計画案・中間管理法一括方式(14件)について

会議の概要

局長 皆さん、おはようございます。ただ今から、令和6年第2回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長どうもありがとうございました。それでは、総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、事務局より本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数12名、全員出席で過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることをご報告いたします。

議長 ありがとうございました。それではお手元の会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員については、2番 蓑手幹夫 委員、3番 樋ノ口正信 委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、早速議事に入ります。日程第1報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第3号農地法第18条

第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は10件12筆9,862㎡です。1番は畑への進入路が狭く、耕作が難しいための解約です。

2番から10番は、借人の都合と排水不良のための解約です。今後新たな耕作者を探していただけるように、3班の方々へお願いをしております。よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。今回は10件12筆で、ほとんどが〇〇さんが耕作をしている分が排水不良のため、なかなか作りにくいということでお返しをするという合意解約でございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分10件12筆については、報告のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分10件12筆については、報告のあったとおり受理することによって決定をいたしました。

次に進みます。日程第2議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第2議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が親戚である譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は申請地を今までも相対で耕作をしております。また、譲受人には違反転用がございますので、後程25ページの非農地証明願にてご審議いただくことになっております。調査は【正】を西委員、【副】を木場委員をお願いしております。よろしく申し上げます。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、2月22日午前8時30分より代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と調査を実施いたしましたので報告いたします。なお、今回の申請にあたり、違反転用における非農地証明願の申請が25～26ページに掲載してあります。資料の3～4ページをご覧ください。申請地は農用地区域内農地です。譲渡人は県外在住で、亡くなったご主人名義の農地を耕作することができないため、親戚である譲受人に売買により農地を譲り渡したいための申請です。譲受人のこれまでの経営面積は714㎡で、今回の申請で4,695㎡になります。取得後は甘藷、トウモロコシ、アスパラ等の営農計画書が添付されています。自家消費用です。①、②の農地は、30年程前から別の方が耕作しており、ビニールハウスで野菜等を栽培されています。③、④番については譲受人が耕作をされているようです。⑤の田については、現在の耕作者がわからないとのことです。取得後は、譲受人が耕作をしないといけないことは代理人から譲受人へ伝えていただけるように強くお願いしました。労働力は1人です。農機具については、最近トラクターを買い、管理機草払機等保有しているとのことです。自宅からの通作距離は3.3km、今回の調査は判断が難しく、③、④の農地について問題はないと見ましたが、①、②、⑤については、皆様方のご意見もいただきたいと思われましたので、皆様方のご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局の説明、そして現地調査の報告がありました。現地調査の報告では、懸念事項がややあるということでの報告でした。皆さんの方からご質疑なりご意見がありましたら出していただきたいと思えます。

西委員

いいですか、今スクリーンに映っている畑は、譲渡人のご主人のお母さまの代から、親しい関係で一緒に作ったり作ってもらったりという感じで、20～30年今の耕作者が作られているようです。①と②です。実際はビニールハウスがかかっているんじゃないですか。

木場委員

ハウスがあったんです。

外菌委員

ハウスは〇〇さんがしていますよね。

西委員

はい、そうです。〇〇さんが全部作っているんですよ。ここ一帯は、同じ方が作っているんです。今の耕作者の自宅がすぐそばにあります。

- 外菌委員 だけど作る人は〇〇さんでしょう。
- 西委員 結局この許可が通った後は、譲受人が耕作をしないといけないという事なんですよ。〇〇さんが作らないといけないけど、実際何十年も〇〇さんがここで作られていて。
- 外菌委員 〇〇さん自体が買っても、また〇〇さんに作ってもらえばいいんじゃないかというような考えで、購入したいということでしょうか。
- 西委員 そういうことも考えられます。
- 久木山委員 〇〇さんと話をしないとどうしようもないですね。〇〇さんが買えば、〇〇さんに権限があるわけですよ。〇〇さんが作るという名目でここを購入されるわけだから、今まで口約束で作っていたんだから〇〇さんは作ることができなくなりますよね。今の農地法でいけば、〇〇さんは全然作れないわけだから。
- 議長 色々意見を出してもらいましたが、今日の段階で許可することには繋がらないようですので、取りあえず保留にするのか、不許可にするのか、そこらあたりの議論をしていただきたいのですが。
- 久木山委員 不許可にしてもいいんですけど、この〇〇さんも黙って作っているわけで、違反をしているわけですから。
- 西委員 不許可にするのであれば、今の耕作者に、ちゃんとした申請を出してもらって。
- 久木山委員 譲受人の方が売買で買うという契約をしているんだから。
- 西委員 譲渡人は、県外に住んでいらっしゃるって、処分したいんですよ。
- 久木山委員 問題は、譲受人がお金を出して売買で買うという手続きをしている訳だから、保留でいいんです。今作っている〇〇さん自身が違反をしている訳だから。さっき永井推進委員が言われたけど、売った方がいいという本人がそういった気持ちなんですよ。貸すよりですね。そこはやっぱり本人の気持ちもあるわけだから、相手が悪いとかじゃなくて、貸すより売りたいという思いが強いんでしょうね。持ち主が一番強い訳ですから。今日は保留にしましょうか。
- 議長 今後そこらあたり出された懸案事項について、譲受人の方と、代理

人を通じてでもいいですので、ちゃんと整理をしてもらうということです。売買をするについては、譲受人が適切に耕作をするんですよと確約が得られない限りは、許可できないという判断に立っていますので、そこらあたりは今後代理人を通じて譲受人の方と色々調整してもらおうということで、今回は保留ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、保留ということで決定をいたしました。

次に進みます。日程第3議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は6件ですが、No.5については、農業委員が関連する案件でありますので、ここは後回しにして、No.5を除いてそれ以外のNo.1からNo.4、そしてNo.6の5件についてを先に審議したいと思いますが、それによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

そういった方向で取り扱いをさせていただきたいと思います。それでは5件について、事務局の説明、そして現地調査の報告をした後に、質疑に入りたいと思います。それでは、No.1について事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第3議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。5ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、県の河川拡張事業により立ち退きが発生し、駐車スペースが無くなったため、申請地を買い受けて簡易なプレハブ1棟、資材倉庫1棟の設置及び駐車場としたいための申請であります。造成するにあたり、盛土も予定しておりますが、最終的には県がすることになっているようです。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を西委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について報告いたします。調査は2月22日午前10時45分から、譲受人の奥さんの立会いのもと、西委員と私で調査をしました。5～6ページを参照してください。転用目的は、県の河川拡張事業により、駐車スペースが無くなったため、申請地を買い受けて、駐車場としたい

めです。ここの議案の中に「倉庫」と書いてありますけれども、実際は〇〇の宅地、ここにはほとんど宅地は無いんですけれども、この宅地との境が4 m程の石垣でできているために、倉庫の許可は出なかったそうです。周囲に農地はなく、問題ありません。また、被害防除計画書その他5条申請に必要な書類は備考欄に記載してあります。付近の状況は、東は道路、南は通路、西は雑種地、北は宅地です。私達が調査をしたところ、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。質疑は後でしますので、次にNo.2について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。7ページをお開きください。借人は、ICT・通信エンジニアリング・環境エネルギーエンジニアリング・経営コンサルティングの4つの事業を展開している会社で、自社の〇〇工場のエネルギーに使用するため、申請地を地上権設定にて借り受けて、自己所有の太陽光発電施設を設置し、脱炭素・地球温暖化防止対策・SDGsの一環として事業を発展させていきたいための申請であります。なお電気は売らず、会社での自家消費となるため、国への届出は不要で、電力会社との手続きのみとなっております。最大受電電力が49.5kwでパネル214枚を設置予定しています。借地権の1つである地上権で、30年間の契約となります。また、申請地への通路が無く、貸人の自宅敷地内を通らざるを得ないため、通行地役権も契約予定となっております。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について2月21日午後1時より、代理人立会いのもと、池田委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は7ページ、8ページを参照してください。転用目的は、自社工場のエネルギーに使用するために、申請地を地上権設定にて借り受けて、自己所有の太陽光発電施設を設置し、脱炭素・地球温暖化防止対策・SDGsの一環として事業を発展させていきたいための申請です。パネル設置は214枚、発電出力は49.5kwです。〇〇の電線を利用し、発電した量と同量を、〇〇より工場に直接受入れ使用するものです。農地区分は第3種農地、第1種住居地域です。申請地は現状のまま利用し、境界にはフェンスを設置し、雨水排水は溜枡で対応します。申請地の東西南北は宅地で、申請地への入口は3937番1の23㎡を年額5,000円で借り、使用するものです。

許可あり次第着工予定です。現在、いちき串木野市で2件、薩摩川内市で3件申請しており、将来的には県内に 200 件程度を設置する予定です。9～10 ページのNo.3の池田委員の調査案件も、同様の目的で設置予定です。被害防除計画書等は、5条申請の備考欄に記載してあります。私たちの調査では、特に問題はないと思われませんが、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは次のNo.3について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3についてご説明いたします。9ページをお開きください。借人はNo.2と同じ会社で、同じく自社の〇〇工場のエネルギーに使用するため、申請地を地上権設定にて借り受けて、隣地の宅地 386 m²と一体利用により、自己所有の太陽光発電施設を設置し、脱炭素・地球温暖化防止対策・SDGsの一環として事業を発展させていきたいための申請であります。なおNo.2同様電気は売らず、会社での自家消費となるため、国への届出は不要で、電力会社との手続きのみとなります。最大受電電力が 49.5kw でパネル 214 枚を設置予定しております。こちらも借地権の1つである地上権で、30 年間の契約となります。第2種農地でその他の農地であります。代替地も3ヶ所検討しましたが、条件に合致せず、他に適当な土地も見当たらなかった状況です。調査委員は【正】を池田委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1 番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、2月21日午後1時15分より、代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第2種農地でその他の農地です。位置図は9ページ、10ページを参照してください。転用目的は、自社工場のエネルギーに使用するため、申請地を借り受けて、隣地の宅地との一体利用により自己所有の太陽光発電施設を設置し、脱炭素・地球温暖化防止対策・SDGsの一環として事業を発展させていきたいとのことです。借人による事業計画書、〇〇の発電設備認定通知書の写し等、5条申請の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は北、東、西側は道路、南側は一体利用する予定の宅地があります。土地造成は南側隣接地境界にあるブロックを撤去し、現状のまま利用するそうです。また、申請地に関係者以外が立ち入れないように高さ1.2mの防護柵を設置し、雨水は溜枡を設けて西側の排水路への放流になります。申請地内に設置する太陽光パネルは214枚で、発電出力は49.5kwです。契約期間は30年間だそうです。許可が下り次第着工す

ることです。以上のことから何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは次のNo.4について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.4についてご説明いたします。11 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地及び隣接する宅地 101.36 m²を買い受けて、一体利用により住宅を建築したいための申請であります。合計面積は、198.36 m² であります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員 9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について、2月21日午後3時より、代理人の行政書士立会いのもと、野元委員と調査を実施しましたので報告をいたします。資料は11ページから12ページを参照してください。申請地は第3種農地で第1種住居地域内にある農地です。転用目的は現在借家住まいのため、申請地を買い受けて、隣地の宅地と一体利用により住宅を建築したいためです。土地条件は転用に合致しております。許可後速やかに着工する予定です。周囲に作付けしている農地はなく、用水は公共上水道、雨水排水は北側道路側溝に放流し、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理する。被害防除策としては、境界にブロック積みをする。付近の状況は、東に畑、西に宅地、南に宅地、北は道路です。被害防除計画書他の添付書類については、5条申請の備考欄に記載してあります。以上特に問題はないと見てきました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。1つ飛んで、15ページのNo.6について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.6についてご説明いたします。15 ページをお開きください。譲受人は不動産関係を主な目的とする会社であり、申請地は麓土地区画整理事業により閑静な住宅街に整備され、近隣には商業施設、バス停、高速道路インター等の生活基盤が整っており、利便性が高く、立地的に住宅需要が見込まれるため、土地を買い受けて共同住宅を2棟建築し、賃貸運営を行いたいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6について、2月22日（木）午前8時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告をいたします。資料の15、16ページをご覧ください。申請地は第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地です。転用目的は申請地の近隣に商業施設、バス停、高速道路インター等の生活基盤が整っており、利便性が高く立地的には住宅需要が見込まれるので、申請地に共同住宅を建築し、賃貸運営を行うための申請です。申請地は麓土地区画整理事業地域で周辺に農地はありません。事業計画は共同住宅2棟、12戸と、入居者用の駐車場24台分を設置します。土地の造成は整地のみを行い、境界にはブロックにて擁壁や塀を設け、土や雨水が隣接地へ流出しないようにします。申請地の東側は宅地、西、南、北側は道路です。周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼさないための対策として、建物の高さを7.59m程度にします。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後道路の側溝に流す。資金調達計画は融資で、工事期間は7月からとなっております。融資証明書他5条申請の備考欄に記載してあります書類が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今5件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず5ページ、6ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。ちょっと、私の方からいいですか。もう、プレハブ倉庫は作らずに駐車場だけということの説明があったんですが、そういった計画でいいんですか、事務局は。

松原主査 うちに申請が出た時には、倉庫までという話しか聞いていなかったんですけど。

木場委員 そのつもりでいたそうなんですけど。

議長 石垣があるという話しですが。

西委員 木が茂っている所が、もう朽ち果てた家みたいになっていまして、その奥の宅地〇〇がですね、そこの石垣が埋もれて見えないんですけど、結構な高さがありました。

議長 倉庫はできないということですか。

木場委員 そこから離れないと、そういう建物は作れないということで、もう駐車場だけにしたそうです。

西委員 許可が下りないということです。

議長 そこらあたりの書類は、事務局はどうするんですか。事業計画書を差替えるとかいうことですか。

松原主査 そうですね、事業計画書を変更して出し直してもらいたいと思います。

議長 今回の申請は駐車場だけということで、整備をしていいんですかね。

木場委員 そんなに言われたので。

議長 自分用の駐車場ですよ。

木場委員 はい、〇〇が自分の宅地で、駐車場が無くなってしまっ。

議長 何台分位の駐車場のスペースですか。

松原主査 車が4台と、原付が1台です。

西委員 (スクリーンを指して) 家と赤線の間は県有地です。

議長 軽トラが止まっている所は河川敷になるんですか。

西委員 (スクリーンを指して) この、影の部分が河川敷です。

久木山委員 (スクリーンを指して) ここまでが、県の計画地でしょう。ここの石垣の高さが高いから、建築許可が下りないということでしょう。そこだったら、住宅じゃないから問題は無いですよ。

議長 他にご質疑ございませんか。倉庫の部分は削るということで、駐車場のみということ。他にありませんか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次にいきます。No.2について何か。No.2、No.3は同じ借人で同じ内

容の太陽光発電ですが、まずNo.2について、何かご質疑ございませんか。

西委員 すみません、ちょっと質問です。

議長 はい、どうぞ。

西委員 地上権設定を30年間といった場合、30年後はどうなるんですか。

外菌委員 この耐用年数で契約をし直すのか、周りが全部宅地ですので、農業をしようとした時に、子ども達もしないということで、たまたま〇〇に娘さんが勤めていて、その話でここにきたものだから、30年後は正確には言えないけど、何もなければ更新をするか、中止して宅地にして家を建てるか。入口が無いものだから、隣の宅地を通らないと。

西委員 この件に関わらず、太陽光発電について次のページもですけど、30年後に契約をしないとなった場合には、パネルを外してくれるんですか。

外菌委員 全てですね、工場というかこの会社がするということで、例えば下の除草とか全て、だからこの入口を借りて出入りするということで、貸し主はノータッチと言われました。県内に200箇所以上他にも作って、事業を展開していく予定です。

議長 西委員、よろしいですか。事務局で何か。

松原主査 地上権設定が物に対する権利になりますので、30年後は多分、物の契約が終わるということは、〇〇の方が全部撤去をしないとイケないです。

西委員 たまたまここは通路が無いですが、それに限らず30年の契約があった場合に、その後はどうなるのか気になりました。使わなくなって、そのまま置きっぱなしということがあり得るのかなと思って。

議長 私からいいですか。南の方に宅地があって、住宅もあるようなんですが、パネルを置くだけの話なんですけど、周辺の人家への影響というのは、全く影響は無いんですかね。例えば、電波の受信に何か影響があるとか、或いは光が反射して生活に支障が出るとか、そういった影響というのは。市の方で事前チェックがありますよね、そこら辺りについて確認しておられたら説明してください。企画政策課の方で何

か事前にはないですか。

松原主査 企画政策課の方でまず事前に申請をしてもらっていますので、その際に周りの方々にも説明等があるはずですので、それに対しては特に問題は無いものと考えております。

議長 今、市の方でもほとんどの自治体ですね、こういう太陽光発電とか、風力発電とかそういったものについては、事前に市の所管窓口へ届けていただいて、計画が妥当かどうかというのを事前チェックするという手続きになっているということで、本市の場合は企画政策課がそれを受ける窓口になっておりまして、その事前チェックも特に指摘は無かったということの説明でした。

外菌委員 まだ増やしていきたいということでしたから、これからも出てくると思います。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 無ければ次のNo.3は、同じ内容ですが、場所が第2種農地ということですが何かご質疑ございませんか。代替地を検討したということだったのですが、具体的に何処どこを検討されたか教えてください。

松原主査 大里〇〇の山林と、大里〇〇の山林と、大里〇〇の山林を検討されたということです。

議長 3ヶ所とも山林ですか。

松原主査 はい、山林です。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、先に進みます。次に11ページ、12ページのNo.4について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。それでは次の 15 ページ、16 ページのNo.6 について何かご質疑ございませんか。建物の高さが 7.59m ということだったんですが、2階建てになるんですか。2階建てになって 7.59m ということですか。

久木山委員 2階建てです。2棟です。

議長 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようですので、今審議しました 5 件についてお諮りしたいと思います。日程第 3 議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請、No.1 からNo.4 及びNo.6 の 5 件については、申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第 3 議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請、No.1 からNo.4 及びNo.6 の 5 件については、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。次に残っているNo.5 について審議します。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、今回関連する委員、今回は〇〇委員になります。すみませんがご退席をお願いしたいと思います。

〇〇委員退席後

それではNo.5 について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.5 についてご説明いたします。13 ページをお開きください。借人は、清掃事業、社会福祉事業、〇〇の製造販売を主な目的とする会社で、これまで3号線沿い〇〇で〇〇を製造し、申請地隣の店舗を借りて販売をしていました。今般、会社代表取締役の父親から土地を使用貸借にて借り受けて、隣接する雑種地 127 m²と一体利用により、製造から販売まで行える事業用店舗を建築したいための申請であります。第3種農地で第2種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を蓑手委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5について、現地調査を行いましたので報告をいたします。2月22日(木)午前10時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と私で調査をしました。場所等につきましては、資料の13ページから14ページを参照してください。農地区分は第3種農地、第2種住居地域です。申請人は、現在障がい者等を雇用し、〇〇等の製造販売をされている事業者ですが、今回申請人の父親所有である東塩田町〇〇と、令和4年8月に4条申請許可地の東塩田町〇〇を一体利用し、父親から土地を借り受け、製造から販売まで行える事業用店舗と、障がい者支援施設及び来客用、施設利用者用の普通車両20台分の駐車場を設けたいとの申請です。付近の状況は、東側と北側は道路、南側は宅地と雑種地、西側は宅地です。被害防除計画は、必要箇所に土留め壁の設置と舗装工事を行い、土砂の流出を防止します。雨水は東側と北側の道路側溝に自然流出を行います。上水は公共上水道、汚水生活雑排水は公共下水道で処理する計画です。提出書類は資料の備考欄を参照してください。なお、資金調達は、金融公庫の融資です。許可後速やかに着工したいとのことです。私どもの調査では何ら問題は無いと判断しましたが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明と、現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。ちょっと私の方で質問させてください。建物は平屋、1階建てですか。

松原主査

平屋です。

議長

平屋ですか。他に何かご質疑ございませんか。

蓑手委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

蓑手委員

全然関係のないことなんですけど、表現のあり方で、事務局に調べておいていただきたいんですが、「障害者」という漢字を使ってあるんですけども、この「害」という漢字の使い方が、前に聞いた時に平仮名で書くということで自分自身としては理解をしているんですが、教育委員会とかで表現のありようについて、今一度調べておいていただけたらと思います。

松原主査

一応ネットで調べました。申請には、こちらで書いてある「害」で

はなくて、「碍」で書いてあったんですけど、ネットで調べた限りでは、普通に「害」で一般的に使用できると載っていましたので、こちらの方で記載してあります。

議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第3議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第3議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5については、申請のとおり許可することで決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第4議案第9号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は5件です。いずれも違反転用指導対象事案ですので、現地調査の報告は省略します。5件について事務局の説明があった後に質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第4議案第9号非農地証明願5件についてであります。いずれも違反転用と判断されております。

17 ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。申請者は建築業をしており、昭和50年に材木の切込場兼住宅を建築し、その後居住は中止をしており、現在は建築資材の倉庫として利用している状況で、始末書が添付されております。

続きましてNo.2についてご説明いたします。19 ページをお開きください。平成5年頃自分の土地に隣接する申請地で、兄の土地を一体利用して自動車整備工場を建て、現在も自動車整備工場及び駐車場として利用している状況で、こちらも始末書が添付されております。

続きましてNo.3についてご説明いたします。21 ページをお開きください。①は父親が昭和48年に住宅を建築し、住居として利用しておりましたが、平成21年に父親が他界してからは、倉庫として利用している状況です。②は申請者本人が昭和62年に資材倉庫を建て、現在も資材倉庫として利用している状況で、始末書が添付されております。

No.4についてご説明いたします。23 ページをお開きください。①は、申請者が平成 15 年に小屋を建て、現在も小屋として利用している状況です。②も申請者が平成 16 年に農産物直売所を建て、現在も直売所と駐車場として利用している状況で、始末書が添付されております。

No.5についてご説明いたします。25 ページをお開きください。30 年程前から廃船やその付属品などの置場として利用しており、現在は 20 艘の小型船と、物置 2 棟、若干の廃品の置場として利用している状況で、始末書が添付されております。

議長

ただ今 5 件について、事務局の説明がありました。質疑に入りたいと思います。まず 17、18 ページの No.1 について、皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんか、それでは次の 19、20 ページの No.2 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の 21、22 ページの No.3 について、何かご質疑ございませんか。2 箇所、①と②、住宅と資材倉庫ということですが。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。23、24 ページの No.4 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。25、26 ページの No.5 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りします。日程第 4 議案第 9 号非農地証明願 5 件については、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第4議案第9号非農地証明願5件については、いずれも申請のとおり非農地証明を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第5議案第10号農用地利用集積計画書(一括方式)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 27ページ、28ページをお願いします。日程第5議案第10号2月28日開始の農用地利用集積計画書案中間管理法一括方式は、新規で14件18筆11,327㎡です。8番から12番と14番は、前回基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する案件です。これらは全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。〇〇は、今後借入地を全て耕作していただけるようお願いをしております。よろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局の方から説明がありました。今回は14件18筆11,327㎡ということでございます。いずれも新規の計画になるそうです。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第5議案第10号農用地利用集積計画書案(一括方式)については、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第10号農用地利用集積計画書案(一括方式)については、ただ今報告ありました14件18筆については、報告のあった内容で決定をいたしました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____
• _____